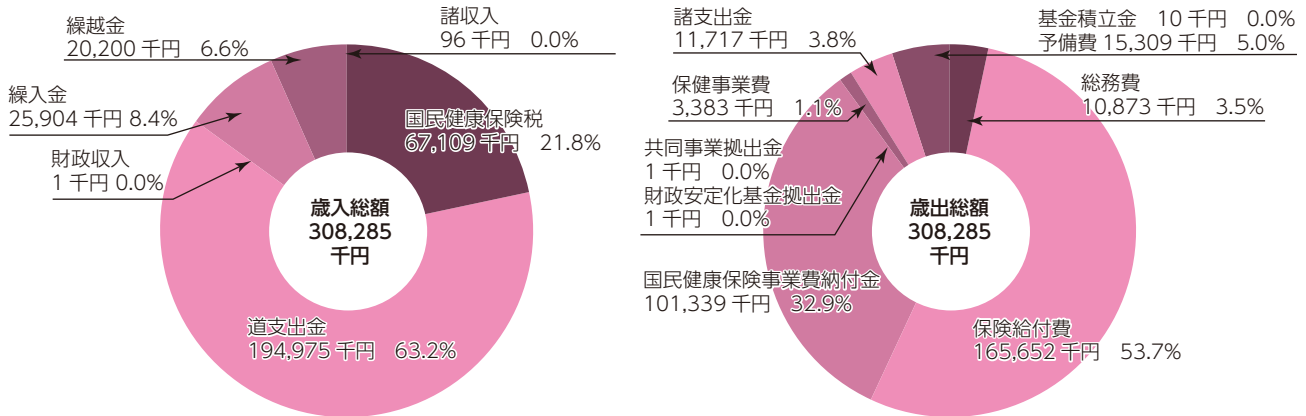


#### (4) 平成 31 年度幌延町国民健康保険特別会計当初予算の状況

平成 30 年度から、市町村が賦課・徴収した保険税は都道府県へ国保事業費納付金として納めることになりました。国保加入者の医療費については、全額都道府県からの交付金によって賄われています。



### 国民健康保険税の賦課限度額等の改正について (平成 31 年 4 月から適用)

#### ○賦課限度額の変更について

##### <保険税率などの比較表>

区分		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	賦課限度額	法定限度額
医療給付費分	改正前	4.60	24,000	20,000	58 万円	61 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			61 万円	
後期高齢者支援金等分	改正前	2.40	8,000	6,000	19 万円	19 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし				
介護納付金分	改正前	1.30	9,000	7,000	16 万円	16 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし				
合計	改正前	8.30	41,000	33,000	93 万円	96 万円
	改正後	所得割・均等割・平等割は改正なし			96 万円	

※所得割とは、総所得金額から 33 万円を控除（基礎控除）した額に率を乗じて得た額、均等割とは、加入世帯の人数に応じて課される額、平等割とは、加入する 1 世帯あたりに課される額です。保険税額はこれらを合算して算出しますが、その合算額が賦課限度額を超える場合には、賦課限度額になります。

##### <軽減判定基準の比較>

軽減区分	改正前	改正後
7 割軽減	世帯の所得が 33 万円	
5 割軽減	33 万円 + (27 万 5 千円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (28 万円 × 世帯の被保険者数)
2 割軽減	33 万円 + (50 万円 × 世帯の被保険者数)	33 万円 + (51 万円 × 世帯の被保険者数)

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812